

○北しりべし廃棄物処理広域連合事務局規則

制 定 平成 14 年 7 月 1 日規則第 13 号

最近改正 令和 6 年 3 月 28 日規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、北しりべし廃棄物処理広域連合事務局設置条例（平成 14 年北しりべし廃棄物処理広域連合条例第 10 号）第 3 条の規定に基づき、広域連合事務局（以下「事務局」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第 2 条 事務局に事務局長のほか、総務担当主幹、管理担当主幹、総務担当主査、管理担当主査及び管理担当職員を置く。

2 前項に定める職員のほか、事務局に参事、事務局次長、副参事、主幹、主査、副主査その他の職員を置くことができる。

(職務)

第 3 条 事務局長は、上司の命を受けて、その所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 参事、副参事及び主幹は、上司の命を受けて、その処理すべきものとされた事務を掌理し、これに従事する職員を指揮監督する。

3 事務局次長は、事務局長を補佐し、所属職員を指揮監督する。

4 総務担当主幹及び管理担当主幹は、上司の命を受けて、その所管事務を掌理し、これに従事する職員を指揮監督する。

5 総務担当主査及び管理担当主査は、上司の命を受けてその所管事務を掌理する。

6 主査は、上司の命を受けてその処理すべきものとされた事務を掌理する。

7 管理担当職員は、上司の命を受けてその所管事務に従事する。

8 副主査及び前各項に規定する職員以外の職員は、上司の命を受けてその処理すべきものとされた事務に従事する。

(所管事務)

第 4 条 総務担当の所管事務は、次のとおりとする。

(1) 関係市町村（北しりべし廃棄物処理広域連合規約（以下「規約」という。）第 2 条に規定する関係市町村をいう。）との連絡調整についてのこと。

(2) 議会、選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会との連絡調整についてのこと。

(3) 文書、議案及び例規についてのこと。

(4) 職員の給与その他の勤務条件についてのこと。

(5) 財政についてのこと。

(6) 契約についてのこと。

(7) ごみ処理手数料の徴収についてのこと。

(8) 前各号に掲げるもののほか、他の所管に属しないこと。

2 管理担当の所管事務は、次のとおりとする。

(1) 北しりべし廃棄物処理広域連合廃棄物の処理に関する条例（平成 19 年北しりべし廃棄物処理広域連合条例第 1 号。以下「廃棄物条例」という。）第 4 条第 2 項の北しりべし広域クリーンセンター及び北後志リサイクルセンターの管理及び運営についてのこと。

(2) 一般廃棄物処理基本計画及び一般廃棄物実施計画についてのこと。

(3) ごみ処理手数料の積算についてのこと。

(4) 広域計画の変更についてのこと。

(5) 缶等有価物の処分についてのこと。

(6) リサイクルに係る関係機関との連絡調整についてのこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平 14. 11. 15 規則 30）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平 15. 5. 28 規則 6）

この規則は、平成 15 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平 17. 3. 30 規則 2）

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 19. 3. 30 規則 4）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

（発令の特例）

- 2 この規則の施行の際現に次の表の左欄に掲げる職員に発令されている職員は、別に異動の発令をされない限り、この規則の施行の日をもって、同表の右欄に掲げる職員に発令されたものとみなす。

広域連合事務局施設建設担当主幹	北しりべし広域クリーンセンター管理担当主幹
広域連合事務局施設建設担当職員	北しりべし広域クリーンセンター管理担当職員

附 則（平 23. 3. 28 規則 3）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 25. 3. 28 規則 3）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

（発令の特例）

- 2 この規則の施行の際現に次の表の左欄に掲げる職員に発令されている職員は、別に異動の発令をされない限り、この規則の施行の日をもって、同表の右欄に掲げる職員に発令されたものとみなす。

北しりべし広域クリーンセンター管理担当主幹	管理担当主幹
北しりべし広域クリーンセンター管理担当職員	管理担当職員

附 則（令 6. 3. 28 規則 5）

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。